令和2年度 経済産業省 戦略的国際標準化加速事業及び省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費の再委託事業に関する公募要領

令和2年3月 一般財団法人日本規格協会 「戦略的国際標準化加速事業」及び「省エネルギー等に関する国際標準 の獲得・普及促進事業委託費」の再委託事業に関する公募要領

一般財団法人日本規格協会では、経済産業省からの受託事業「戦略的国際標準化加速事業」 及び「省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費」の再委託事業実施者 を以下の要領で公募します。

なお、本事業は、令和2年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、 採択予定者の決定となり、予算の成立及び経済産業省と当会との契約締結等をもって採択者 とすることとします。

1. 事業の目的 (概要)

国際標準化の戦略的な推進は、新しい技術や優れた製品の速やかな普及を通じ、新市場の創造や我が国産業の競争力強化に直結します。

「戦略的国際標準化加速事業」は、産業基盤分野において国際標準提案と国際審議対応を担う組織を適切に評価・編成の上、国際標準開発を総合的かつ効率的に行うことを目標としています。国際標準化に必要な場合は、日本産業規格(JIS)の開発を併せて実施し、また、我が国の国際標準化戦略を強化するための体制を構築するための国際標準化機関等対策活動や調査等を実施します。

また、「省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費」はエネルギーに 資する製品やシステムなど我が国が強みを有する分野で、国際標準化に関する実証データ・ 関連技術情報を収集し、国際標準原案の開発・提案や、その過程で得られた知見をもとに普 及を見据えた試験・認証基盤の構築等を行い、我が国発の省エネルギーに関する国際標準が、 新興国等諸外国で広く活用されることによって、省エネルギー対策や温暖化対策に貢献する とともに、我が国発の省エネ製品等の市場創造・拡大を促進します。

なお、本公募における国際標準開発(活動)には、ISO/IECの他、ISO/IECと協調・リエゾン関係にある国際機関、地域機関、フォーラム等の組織を通じた ISO/IEC の国際標準開発活動を含むものとします。ちなみに、ISO/IECと協調・リエゾン関係にある組織としては、例えば、OIML(国際法定計量機関)、UNECE(国連欧州経済委員会)、CIGRE(国際大電力システム会議)、IEEE(米国電気電子学会)、CIE(国際照明委員会)、VAMAS(新材料及び標準に関するベルサイユプロジェクト)、CEN(欧州標準化委員会)、CENELEC(欧州電気標準化委員会)等があります。

2. 事業内容

令和2年度は、再委託事業として、以下に記載のテーマ・内容について実施します。 なお、翌年度以降において、必要に応じて標準化すべきテーマ・内容の見直しを行う場合 があります。その場合の具体的なテーマ・内容については、経済産業省が選定する予定です。

(1) 戦略的国際標準化加速事業 (産業基盤分野に係る国際標準開発活動)

[国際標準開発]

テーマ名	内容	開発期間	令和2年度 上限金額 千円(税込)
アクセシブル社会への実装を加速するための国際標準化	アクセシブルデザイン(AD)の国際標準化は、これまでに ISO/IEC ガイド 71を元に表示、操作性及びコミュニケーションの「複数の製品に共通する規格」を作成し、さずでは、アクセシブルにすることがクセシブルにすることがクセシブルにすることがクセシブルな社会の実現にむけて AD 規格を多くの製品に実装させるために、視覚障害者としためとする様々な身体的特性に配慮した発しめとする様々な身体的特性に配慮した発達をは、選集を表して、既存のアクセシブルで、関連する国内外の規格の内容がある。別別規格作成の効率性が向上することで、製品および環境の AD 化が促進される効果が見込まれる。	令和2年度~4年度	14,000
光学機器の先進化技 術に関する国際標準 化	光学技術は我が国が強みを有する基盤技術であり、スマートフォン、自動運転、ドローン、マシンビジョン、先端医療、半導体露光装置等幅広い分野において活用されている。光学ガラスの屈折率温度係数の測定方法等光学技術の性能評価等に係る国際標準化を進めることにより、光学技術に対する技術的信頼性を高め、これらの技術を活用する幅広い分野の競争力強化に資すると共に、Society 5.0 の実現の実用化に貢献することが期待される。	令和 2 年度 ~ 4 年度	4,550
アクティビティベースワークに適した人間工学の標準提案	現在、欧米を中心にさまざまな働き方が提案され、一部では適用が始まっている。しかしながら、現在提案されている手法、考え方は、それぞれの提案国の状況には節していない。そこで、我が国の実情に即した提案を行い、、我が国のオフィス産業分野における優位性が活かされると期待されている新しい他き方(働き方改革)の領域であるタスクベースの働き方(ワーク)についての標準の制定を国際をする。これにより、我が国のオフィスを中心として働く人の働き方のオフィスを中心として働く人の働き方のオフィスを中心として働く人の働き方のオフィスを中心として働く人の働き方のオフィスを中心として働く人の働き方のオフィスを中心として働く人の働き方のオフィスを中心として働く人の働き方のオフィスを中心として働く人の働き方のオフィスを中心として働く人の働き方のオフィスを中心として働く人の働き方のオフィスを中心として働く人の働き方のオフィスを中心としてしている。	令和 2 年度 ~ 4 年度	2,377

テーマ名	内容	開発期間	令和 2 年度 上限金額 千円(税込)
公害防止技術の海外 展開に係る環境計測 技術に関する国際標 準化	近年、東南アジア、中国、インド等の新興国では、急速な経済発展の裏で環境汚染問題が深刻化している。日本も 1960 年~1970 年に深刻な公害問題に直面したが、計測技術をはじめとする環境技術の開発が進んだことが公害克服の一要因となった。本事業では、燃料燃焼等によって排出される硫黄酸化物(SOx)の計測技術に関する国際標準提案を行う。SOx は気管支炎や酸性雨の原因と考えられているが、日本の高精度な計測技術を国際標準化することで、新興国等において公式が国の排出管理や除外装置の導入など公害防止装置の海外展開が期待される。	令和2年度~4 年度	10,977
「高齢化社会―ウエ ルビーイングマネジ メントシステム―要 求事項及び利用の手 引き」に関する国際 標準化	高齢化社会に対応する組織内の従業員のウエルビーイング(快適、健康、幸福であるという主観的な経験)/(病気でないとか、内ないということではなく、肉体的にも、すべいないということでは会的にも、すべてが満たされた状態にあること)を確立し、促進し、維持し、見直すためのマネジメント国際標準化することを目標とする。当該規格化なより企業等の健康経営に向けた自発的なり組みを促し、健康経営の普及・拡大に向けた「健康経営の概念の自走化」を図ることができる。	令和2年度~4 年度	5,000
「車椅子の自動車等 へのワンタッチ固定 機器」に関する国際 標準化	車椅子使用者の自動車等での移動に関する ニーズは増大しており、車椅子のまま自動車 等で安全に移動したい障がい者や高齢者は 一定数存在する。車椅子使用者の自動車等に よる移動に関して、車椅子を固定する方法は ISO 7176-19 に規定されているが、我が国に おいては ISO で規定する方式とは異なれて おいては ISO で規定する方式とは異される いる。そこで、本事業では、我が国で装置 いる。そこで、本事業では、我が国で装置を れた新たなワンタッチ方式の固定装置が市場に使って れた新たなワンタッチ方式の固定装置と である。高齢者社会の交通移動システムとして、車椅子利用者を安全快適に移動させる である。 である。	令和2年度~4年度	5,600
Smart Community Infrastructure 活用 した防災に関する国 際標準化	近年、地球規模気候変動等によって自然災害が増加、世界各国において甚大な人的・経済的被害を低減するための防災取組は社会課題となっている。本事業では、国際社会における自然災害等に対する地域の防災力の持	令和2年度~4 年度	41,580

テーマ名	内容	開発期間	令和2年度 上限金額 千円(税込)
	続的な向上に貢献するため、過去多様な災害を経験した日本から、国連採択案件である「仙台防災枠組 2015-2030」の趣旨に沿って防災技術やインフラ・システム等に関連する国際標準の提案を行う。		

[JIS 開発]

[910 0176]			
テーマ名	内容	開発期間	令和 2 年度 上限金額 千円(税込)
車椅子牽引用レバー	手動車椅子使用者の屋外での移動は、平常	令和2年度~4	3,519
に関する JIS 開発	は自動車に移乗し、車椅子はトランク等に	年度	ŕ
	収容されるが、災害時などの緊急避難にお	, , , ,	
	いては種々の事情により自動車の使用が困		
	難であることが多い。車椅子牽引用レバー		
	は、手動車椅子に装着することで、人力車		
	のように梃子の原理を応用して比較的少な		
	い力で前輪を浮かせて牽引できるため、災		
	害等の緊急避難用としても活用できる補助		
	装置として、自治体なども注目し、活用が		
	進んでいる。本事業では、製品の品質の向		
	上と安全性の確保を図り、一層の普及促進		
	を図るため、車椅子牽引用レバーに関する		
	試験評価方法の JIS 開発を行う。これによ		
	り車椅子使用者の行動範囲を拡げ、よりア		
	クティブな暮らしをサポートすること、ま		
	た移動を介助する人の負担を軽減すること		
	を目指す。		
『包装におけるアク	高齢者や障害の有無にかかわらず誰もが利	令和2年度~4	1,400
セシブルデザイン』	用しやすい製品、サービスの普及を促進す	年度	
の標準化構成体系に	るため、包装におけるアクセシブルデザイ		
おける「情報と表示」	ンの JIS 開発を行う。具体的には、飲料等		
および「取り扱いと	の集合包装用段ボール箱への個数・重量表		
操作」の個別規格に	示に関して、人間工学的視点からフォント		
ついて JIS 開発	サイズ、色、コントラスト、表示位置など		
	の項目を規格化する。また、詰替え容器の		
	操作性について、人間工学的視点からデザ		
	インの類似性、詰替え方法、詰替え製品の		
	正立安定性、廃棄性、環境配慮などの項目		
	を規格化する。これにより、作業者や購入		
	消費者の身体的保護・安全面に寄与し、ひ		
	いては、産業の作業効率化や販売促進に寄		
	与する。また、高齢者及び障害者配慮に有		
	効で、安心、安全で豊かな生活に寄与する。		

テーマ名	内容	開発期間	令和2年度 上限金額 千円(税込)
チタン合金の多元素 同時 ICP 分析方法に 関する JIS 開発	現在、チタン合金中の成分分析において、含有する元素の分析を JIS 規格で全てカバーできておらず、一部の元素は TIS (日本チタン協会規格) によって分析されている。他素材分野(鉄鋼やニッケル合金等)と同様に、JIS 製品の品質保証用成分分析方法を全て JIS 規格で規定するよう JIS 開発活動に取り組む。	令和 2 年度 ~ 4 年度	3,320
アクセシブルサービ スに関する JIS 開発	平成31年度戦略的国際標準化加速事業:産業基盤分野に係る国際標準開発活動(アクセシブルサービス規格開発に関する調査研究)の調査結果にもとづき、高齢者・障害者配慮分野のうち、これまで JIS 規格に境っていないサービスについて、様々な環境、障害や年齢、身体機能の特性に関わらず、提供者側と享受者側双方にとってを起したサービスを提供する。アクセシブルサービスの JIS 化により、誰もが利用しやすく安定したサービスを提供することが対けばいる。	令和2年度~4年度	7,000
ドローンサービス品 質標準に関する JIS 開発	無人航空機は省力、省エネ化に資する技術として政府が普及を積極的に進めてした最業である。現在、無人航空機を利用した最影、点検、輸送などのサービスを提供する事業者が出て来ているが、備えるべき品とについて標準化されておらず、提供者でマッチング出来ていない。そこにでマッチング出来でいないできました。 についての標準を開発、普及させドロービスの国内普及につなげる。	令和 2 年度 ~ 4 年度	4,320
計測分析装置の計測 分析データ共通フォーマットおよび共通 位置合わせ技術に関 する JIS 開発	研究開発や不具合解析等に不可欠である計測分析は、測定データの記述方式や式料の計測箇所が機器メーカーや機種により解析である。本事業である。本事業である。本事業である。本事業である。本事業が多に、別定データの記述方式と、試験をである。大概といる。大概といる。大概といる。大概を対している。これにより、機器メーカ能とより、機器がプラインにより、機器がプラインを機種の違いを超えたデータ、はアーン間でのAI、ビッグデータ、IoT等のがである。とが期待される。	令和2年度~4年度	100,000

テーマ名	内容	開発期間	令和 2 年度 上限金額 千円(税込)
繊維製品の取扱いに 関するJIS開発	繊維製品の取扱いに関する表示記号及び表示方法のJIS L0001 は、対応国際規格である ISO3758 との整合化等を目的とし 2014 年に制定された。JIS L0001 は家庭用品者である。場所である。場所では、適宜適切な見直しを行うの影響がある。のでは、近れているととなり、は、対応するため JIS L0001 の見直しをでいた。以上では、近にでは、近には、近には、は、近には、近には、近には、近には、近には、近には、近には、	令和2年度~4年度	4,851
繊維製品の形態安定性に係る画像解析試験方法に関するJIS開発	形態で大変を で定シャツの性能評価にのの状態を で定シャツの性能評価にのの状態を でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	令和2年度~4年度	3,528
計量法に関するJI S開発 ※	計量審議会による答申に基づき、ガスメーター及びガラス電極式水素イオン濃度計等の計量法で引用する JIS に関して、計量器の技術進歩や技術基準の進捗を踏まえ、JIS の改正に向けて所要の調査を行うとともに JIS 改正案の検討を行う。		4,465

※本件については、受託者の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等がわかる「情報取扱者名簿」、「情報管理規則等の内規」、「各業務従事者の経歴(氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等が分かる資料)」の提出が必要となります。詳細はお問い合わせください。

(2) 省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費(省エネルギー等国際標準開発(国際標準分野(新規対応分野)))

テーマ名	内容	開発期間	令和2年度 上限金額千 円(税込)
小口保冷配送サービスに関する国際標準 化	電子商取引市場の発展に伴い、小口保冷配送サービスの需要が拡大している。一方で、一方の国の事業者による粗悪なサービス提供により、消費者の信頼醸成などが課題の品質を担保するため、同サービスが基準では過程で適切な温度管理を実現するための陸送に対するに乗項目の国際標準を実現するための権力をは、の国際により、本のでは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、	令和 2 年度~ 4 年度	8,190
無人航空機産業の普及に向けた基盤技術に関する国際標準化	無人航空機は省力、省エネ化に資する技術物として政策的に産業普及を図って利用のの利用の方式を選集業など運航をといる。普及のためを支えテム(UTM)を機体の重要であり、で制力をである。をである。をである。をでは重なが、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは	令和 2 年度 ~ 4 年度	43,208
ドローンポートの運 用に必要な周辺機 器、周辺システムの 相互接続に関する国 際標準化	無人航空機は省力、省エネ化に資する。技術として政策的に産業普及を図っている。利用用途としては、撮影、計測、農業、点検、警備、物流など多種あるが、その中がし、継続的な人口減少、宅面の増加に対し、継続的なサービス提供、省エネが物物、と考えられてが重要イがある。無人航空機り、標置、大き事及のである。を着場からにはそこで、ポートを設置を表帯である。必要件、ポートをの相である。必要であるに必要なので、ポートの相互で、必要であるに必要なので、ポートの相互で、であるに必要である。必要件、ポートの相互である。必要は、ボールの関連の整備によるの標準の要件に対したのである。ISO化により無人航空機による物流の普及とれによる省エネ化が見込める。	令和2年度~4 年度	11,000

テーマ名	内容	開発期間	令和2年度 上限金額千 円(税込)
グリーン建材・設備製品に関する国際標準化	2016年3月に閣議決定された住生活を開議決定された住生活に関議決定された住生活に関連を担害を展開のしている。以上のでは、としている。以上のでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	令和2年度~4年度	76,300
窓とドアの面内変形 試験方法に関する国際標準化	地球温暖化対策に寄与する住宅の断熱性能の長期にわたる維持が必要であり、住宅の省エネルギーを達成するための性能と気密性と、大窓性、開口部の基本性能(気密性、水密性、耐風圧性)が保たれる必要響を与える性能であり、地震動や風荷重に大きな影響を与える性能であり、地震動や風荷重に影響を与るとれている。そこで、窓と考えられている。そこで、窓と考えられている。そこで試験は一世を考えられている。そこで試験ではよる面内変形に関する試験できると、窓とはよるシェアを標準化し、NP提案を目指す。耐震性・され、日本製品の優位性が国外にも広く認出をによるシェア獲得の結果、約450億円/年程度の経済効果を期待できる。	令和2年度~4年度	8,450
ダイナミック・サイ ンの安全性とアクセ シビリティに関する 国際標準化	ダイナミック・サインは位置や明るさを変化させることによって誘目性や識別性を高め、状況に応じて内容を変化させる情報提示システムである。すでに世界中において、人流の誘導システムや危険回避のための警告システムに関する萌芽的な事例が実装され始めている。しかしその視認性や認知性	令和2年度~4 年度	11,358

テーマ名	内容	開発期間	令和2年度 上限金額千 円(税込)
	についての人間工学的観点に基づいた要件に関するガイドラインは現状存在しない。 表示されるサインのデザイン、あるいはその表示方法について、国際標準化を進める ことにより、生活者の安全安心の確保、業 界の混乱の防止につながる。		
エネルギーマネジメント・省エネルギー に関する国際標準化 Circular Economy	エネルギーマネジメント進展度の測リーズト 進化することにより ISO 50001シースト 進化することにより ISO 50001シースト が一層促進され、エネルギーカー が一層に伴う企業した。 では、エネルギー市がは、エネルが一次では、大を自然をした。 では、エネルのにでは、大を自然をでは、では、大を自然をでは、では、ないでは、では、では、ないでは、では、ないでは、では、ないでは、ない		26,200
(循環経済)に関する国際標準化	いる ISO/TC323 (サーキュラーエコノミー: CE) の議論に対応して、CE に関する内外の状況を調査し、国/地域や業種等により異なる多様な CE のアプローチを踏資循環の指標や評価手法などについての規格体系を提唱し、国・地域別の規格をでである。本規格体系を提出し、多様なアプローチを資源を行うとともに、多様なアプローチを表した規格提案を行うものである。本提案を行うとともに、資源循環が十分に浸透してない国や地域に表別である。実現に貢献する。	年度	26,200
海洋生分解性プラス チックに係る技術評 価手法の国際標準化	海洋流出したプラスチックが世界的な社会問題となっている中、海洋で生分解するプラスチック素材の開発が進められている。しかし、既存の ISO 規格は、生分解性能の評価に最大 2 年間を要すとともに、性能の優劣を適切に評価できないなど課題が多い。そこで本事業では、高性能な製品が適切に評価されるよう、簡便・迅速な技術的評価手法を確立させ、国際標準提案を行う。これにより、海洋生分解プラスチックに対する社会的な信頼を確保し市場導入の支援を図る。	令和2年度~4 年度	20,000

3. 知的財産マネジメントに係る基本方針

本事業は、「知的財産マネジメントに係る基本方針」、「データマネジメントに係る基本方針」(別添)に従って、知的財産及び研究開発データについて適切なマネジメントを 実施していただきます。

4. 事業実施期間

契約締結日~令和3年2月26日(金)

5. 応募資格

次の要件を満たす企業・団体等とします。

- ① 本事業に関する委託契約を当会との間で直接締結でき、かつ、日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員、設備及び施設等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について 十分な管理能力を有すること。
- ④ 複数の者で共同提案するときは、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者(統括機関)を定めること。
- ⑤ 規格案の作成に際しては、特定企業の利益のみならず、我が国産業界の意見を集約すること。
- ⑥ 事業目的を着実に達成するため、当会からの委託事業終了後も規格の制定又は改正等 の段階までフォローアップできること。
- ⑦ 国の予算決算及び会計令70条及び71条の規定に該当しないものであること。
- ⑧ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

【応募に当たっての留意事項】

I. 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ策定)を踏まえ、本事業の委託元である経済産業省所管のすべての研究資金について、不合理な重複(注1)及び過度の集中(注2)が認められた場合は、不採択になることがあります。また、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分になることがあります。

- 注1 「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題に対して、複数の研究 資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をい います。
 - ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、

複数の研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

- ・既に採択され、配分済の研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応 募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合
- 注2 「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。) に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、 その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合 をいいます。
 - ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
 - ・当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の 実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されてい る場合
 - ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
 - その他これらに準ずる場合

Ⅱ. 研究活動の不正行為への対応

(1) 研究機関の研究体制の整備と実施状況の確認

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定)(以下「不正行為指針」という。)に基づき、本事業の委託元である経済産業省は資金配分機関として、本事業の受託事業者(当会及び当会からの委託先事業者)は研究機関として必要な措置を講じることとします。

研究機関における研究体制の整備については、不正行為指針に基づき、必要な規定の整備を含む実効的な取組を行ってください。なお、同指針に基づき、本事業に関する研究費の契約手続にあたって、研究機関における行動規範の策定や機関に所属する研究者に対する研究倫理教育(※1)の実施状況について確認(※2)をさせていただくとともに、必要に応じ、こうした指針への対応状況等について中間検査等の際に確認を行います。

(※1) 申請者が所属する研究機関において、研究倫理教育が行われていない場合、研究倫理教育を実施してください。なお、その際、本事業の委託元である経済産業省が作成した「研究不正を防ぐために〜経済産業省所管の研究資金を活用した研究活動における研究不正行為と研究資金の不正使用・受給の防止〜」(注)を参照することもできます。

(注)

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fu sei-shishin.html

- (※2) 研究資金の契約手続が円滑に行われるよう、応募された提案の<u>採択時に研究機</u> <u>関における行動規範の設置状況と研究倫理教育の実施有無を併せて確認</u>させていた だきます。その時点までに<u>研究機関内で研究倫理教育が実施されていない場合は、</u> 早急に行ってください。
- (注) 行動規範及び研究倫理教育の実施の確認の際は、様式例を利用することが可能です。本事業の委託元である経済産業省ホームページ(上記と同じ URL) に掲載しておりますので、併せてご参照ください。
- (2) 不正行為があると認められた場合の措置
 - 1) 本事業において不正行為があると認められた場合の措置 本事業において、不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。
 - ① 不正行為の重大性などを考慮しつつ、当該研究資金の全部又は一部を返還していた だくことがあります。
 - ② 不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者 (論文等の著者、論文等の著者ではないが当該不正行為に関与したと認定された者)に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間:不正行為の程度などにより、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降2~10年間)
 - ③ 不正行為に関与しないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執行者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間:責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1~3年間)
 - ④ 他府省等(※)を含む他の資金配分機関に対し、当該研究不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、研究不正行為があったと認定された研究において、研究不正行為に関与したと認定された者又は研究不正行為に関与しないものの論文等に責任を負う著者は、他府省等を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。
 - ※ 「他府省等」は、本事業の委託元である経済産業省以外の府省及び独立行政法 人を指します。
 - ⑤ 本事業の委託元である経済産業省は、不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称及び当該研究資金の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて公表します。
 - 2)他の資金配分機関の事業において不正行為が認められた場合の措置 他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正行為があると認められ、措置 を行うとの通知を受けた場合、本事業の委託元である経済産業省の事業においても、 資金配分の停止、申請の不採択及び応募申請制限について、同様に取り扱います。
- (3) 過去の研究資金において不正行為があったと認められた場合の措置 過去の研究資金において、不正行為があったと認定された者(当該不正行為があった

と認定された研究に係る論文等の責任を負う者として認定された場合を含む。)は、不正行為指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

Ⅲ. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

(1) 研究費の管理体制の整備と実施状況の確認

研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)(以下「不正使用指針」という。)に基づき、本事業の委託元である経済産業省は資金配分機関として、本事業の補助事業者(当会及び当会からの委託先事業者)は研究機関として研究費の管理体制の整備等の必要な措置を講じることとしています。

研究機関における研究費の管理体制の整備等については、不正使用指針に基づき、研究費の申請の際に、書面による報告を求めることがありますので、求められた場合には直ちに提出してください。なお、当該年度において、既に他府省等を含む他の資金配分機関に同旨の報告書を提出している場合は、その写しの提出をもって代えることができます。この他に、研究機関における研究費の管理体制の整備等の実施状況を把握するため、必要に応じて、現地調査を行うことがあります。

また、研究機関において、同指針に基づき、当該研究費の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員に対し、不正使用等にあたる行為や研究機関の不正対策に関する方針等の教育(コンプライアンス教育)を実施することが必要です。

- (2) 研究費の不正使用等があると認められた場合の措置
 - 1) 本事業において不正使用等があると認められた場合の措置 本事業において、研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。
 - ① 不正使用等の重大性などを考慮しつつ、当該研究費の全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ② 不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間:不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~10年間)
 - ③ 偽りその他不正な手段により研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間:原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間)
 - ④ 不正な使用を行った研究に直接関与していないが善管注意義務(注)に違反した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間:原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~2年)
 - (注) 善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務
 - ⑤ 他府省等を含む他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の 対象者等について情報提供します。このことにより、不正な使用を行った研究者及

びそれに共謀した研究者、不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに不正な使用を行った研究に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者は、他府省等を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。

- ⑥ 本事業の委託元である経済産業省は、不正使用等に対する措置を決定したときは、 原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正が行われた研 究資金の名称及び当該研究費の金額、研究内容と不正の内容、研究機関が行った調 査結果報告書などについて公表します。
- 2)他の資金配分機関の事業において不正使用等が認められた場合の措置 他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正使用等を行ったと認められ、 措置を行うとの通知を受けた場合、本事業の委託元である経済産業省の事業において も同様に、本事業を含む経済産業省所管のすべての研究資金への応募申請を制限しま す。
- (3)過去の研究費において不正使用等があったと認められた場合の措置 過去に配分を受けた研究費において、不正使用等を行った者(当該不正使用等を共謀 した研究者及び善管注意義務に違反した研究者を含む。)は、不正使用指針に基づき、本 事業への参加が制限されることがあります。
- (参考) 経済産業省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等に関する告発・相談受付窓口

経済産業省 産業技術環境局総務課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-1773/FAX 03-3501-7908

E-mail kenkyu-hotline@meti.go.jp

- Ⅳ. 研究活動を通じて取得した技術等の輸出規制に対する対応
 - (1) 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。
 - ※ 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。
 - (2) 貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を

外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

(3) 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。なお、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合は、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

【参照】安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

□経済産業省:安全保障貿易管理(全般)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/ ※連絡先も掲載。

□経済産業省:安全保障貿易ハンドブック

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf

□一般財団法人安全保障貿易情報センター

http://www.cistec.or.jp/index.html

□安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law document/tutatu/t07sonota/t07sonota jishu kanri03.pdf

- 6. 契約の要件
- (1) 契約形態:委託契約
- (2) 採択件数: 23件
- (3) 予算規模: 2. 事業の内容に記載のある金額をそれぞれの上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当会と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入:事業報告書の電子媒体1部を当会に納入。
 - ※ 電子媒体を納入する際、透明テキストファイル付PDFファイルに 変換した電子媒体も併せて納入してください。
- (5) 委託金の支払時期: 委託金の支払いは、事業終了後の精算払となります。
- (6) 支払額の確定方法:事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となりま

す。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

7. 応募手続

(1) 募集期間

募集開始日:令和2年3月16日(月)

締 切 日:令和2年4月10日(金)12:00必着

(2) 応募書類

①提案書の提出部数は、正1部、写6部、電子媒体(CD-ROM) 1部とします。

- ・提案書は、「別紙」に基づいて作成してください。
- ・(1)戦略的国際標準化加速事業(産業基盤分野に係る国際標準開発活動)[国際標準開発]は提案書様式 A を、(1)戦略的国際標準化加速事業(産業基盤分野に係る国際標準開発活動)[JIS 開発]は提案書様式 B を、(2)省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費(省エネルギー等国際標準開発(国際標準分野(新規対応分野)))は提案書様式 C をご使用ください。
- ・提案書は、日本語で作成してください。用紙サイズはA4版縦置き、横書きを基本と します。
- ・提案書の提出時に「提案書受理票」1部を併せて提出してください。
- ②提案書には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
- ・会社概要票及び直近の過去3年分の財務諸表 1部
- ・当会から提示された契約書に合意することが再委託先選定の要件となります。参考として、この要領とともに契約書例を掲載いたしますので、契約書の内容について疑義がある場合は、その内容を示す文書2部(正1部、副1部)を添付してください。なお、契約書は変更する可能性があることをご承知おき下さい。
- ・応募者が外国企業等であって、提案書を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻訳したものを提出する場合は、参考としてその原文の写1部を添付してください。
- ③ 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。 なお、機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、 申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送により以下に提出してください。

〒108-0073 東京都港区三田3丁目13-12 三田MTビル

- 一般財団法人日本規格協会 標準化・総括支援ユニット 標準化総括チーム「公募」担当あて
- ①FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。また、応募要件を満たさない者 や不備がある提案書は、受理しない場合があります。
- ② 提出された提案書を受理した場合は、提案書受理票を申請者に通知します。
- ③ 受理した提案書は返却できませんので、予め御了承ください。
- ④ 提案書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、当該提案書は無効となりますので御了承ください。なお、この場合、提案書その他の書類は返却いたします。
- ⑤ 締切りを過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって御送付ください。

8. 審査・採択について

(1) 審查方法

採択にあたっては、有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。 なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2)審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

① 「5.」の応募資格を満たしているか。

<提案内容>

- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 本事業の成果を高めるための適切な事業目標が設定されているか。

<事業計画>

- ④ 事業の実施方法、実施計画が現実的か。
- ⑤ 本事業の実施方法等について、事業目標を達成し本事業の成果を高めるための効果 的な工夫が見られるか。
- ⑥ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く 考慮し、適正な積算が行われているか。

<事業の実施体制>

- ⑦ 再委託事業を実施するために必要な組織、人員、設備及び施設等を有しているか。
- ⑧ 規格開発を行う場合、規格案の作成等に必要な体制等を有しているか。
- ⑨ 共同で提案を行う場合、事業実施体制において、共同実施者それぞれの実施内容や 役割分担等が明確であり、かつ、十分な連携が図れる体制を有しているか。また、 事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者(統括機関)を 定めているか。

<事業の実施能力>

- ⑩ 再委託事業分野の標準化に関する十分な知見や実績等を有しているとともに、国際標準開発にあっては、国際標準原案の作成・提案等、国際標準開発活動を実施するために必要な能力や体制(当該国際標準開発の企画・運営管理・国内調整するための委員会の設置や、国又は公設の研究機関との連携も含む。)等を有しているか、JIS開発にあっては、JIS原案の作成等に必要な能力や体制(当該標準開発の企画・運営管理・国内調整するための委員会の設置や、国又は公設の研究機関との連携も含む。)等を有しているか。
- ① 再委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金、設備等について 十分な管理能力を有しているか。
- ⑫ 規格開発を行う場合、規格案の作成に当たっては、特定企業の利益のみならず、 我が国の利害関係者の意見を集約し、合意形成が図れる調整能力を有しているか。

<標準化の実現性(規格開発を行う場合)>

- ③ 提案内容の実現可能性があるか。
- ④ 事業目標の確実な達成に向け、当会からの再委託事業終了後も国際規格の制定又 は改正等の段階までフォローアップできる能力や体制等を有しているか。
- ⑤ 再委託で事業を実施する際は、標準化の実現に向けて適切な管理体制や計画等が 組まれているか。

(3) 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、当会ホームページで公表するとともに、当該申請者に 対しその旨を通知します。

なお、審査結果などの照会には応じません。

9. 契約について

採択された申請者について、当会と提案者との間で再委託契約を締結することになります。

なお、採択決定後から再委託契約締結までの間に、当会及び本事業の委託元である経済 産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があ ります。

また、当会及び本事業の委託元である経済産業省が必要と判断した場合に、提案した実施体制以外の再委託予定先と実施体制を組むことが契約の要件になることもあります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、再委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おき下さい。また、契約条件が合致しない場合には、再委託契約の締結ができない場合もありますので御了承ください。

なお、当会から提示される契約書(案)に基づき、受託業務の実施に際し、本事業の委託元である経済産業省又は経済産業省の指名する標準・技術専門家等による各種助言・調

整等に従うことを御了承ください。また、委託業務の事務処理は、本事業の委託元である 経済産業省が掲示する最新の委託事業事務処理マニュアル

(http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html) 及び当会の指示に基づき実施していただきます。

契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

また、契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行うこととなります。

10. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

	Cのり、AMPNCは外上のこわりです。
経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
Ⅱ. 事業費	
旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に 係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議等に要する経費(会場借料、機材借料及び 茶菓料(お茶代)等)
謝金	事業を行うために必要な謝金(委員謝金等)
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、 当該事業のみで使用されることが確認できるもの。)の購入に要する経 費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費 (請負契約)
印刷製本費	事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助職員(アルバイト等)に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されること が特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例)

	通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料等)
	光熱水料(電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等につい
	て、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出でき
	る場合)
	設備の修繕・保守費
	翻訳通訳、速記費用
	文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 一般管理費	再委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費
	としての抽出、特定が困難なものについて、再委託契約締結時の条件
	に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事 務機器等)
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

11. その他の留意事項

- (1) 提案書を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、次項に従って質問を行うか、又は応募者の判断として想定した前提条件を明記の上記載してください。
- (2) 応募者等が所有する特許権等を使用する場合は、提案書の中にその旨を明記してください。また、使用条件等について提案等がありましたら、併せて提案書の中に明記してください。
- (3) 再委託事業の期間は、テーマにより異なり 1~3年間ですが、契約は単年度となります。定期的に事業の進捗状況等を確認し、翌年度以降の事業継続の必要性を精査します。
- (4) 提出書類については、必要に応じて委託元である経済産業省へ提出する場合がございます。

12. 問い合わせ先

本件に関する問合せは日本語とし、下記の電子メール、FAXにて受け付けます。また、 電話、来訪等による問合せには対応いたしません。

担当者:一般財団法人日本規格協会 標準化・総括支援ユニット標準化総括チーム 村石、紺野

電子メール: sdcac@jsa.or.jp

FAX : 03-4231-8532

なお、問合せは、原則として令和2年4月2日(木)以降は受け付けません。問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「戦略的国際標化加速事業」として下さい。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

1. 知的財産マネジメントに係る基本方針

日本版バイ・ドール制度の目的(知的財産権の受託者帰属を通じて研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用すること)及び本プロジェクトの目的を達成するため、本プロジェクトにおいては、以下の知的財産マネジメントを実施することを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加 者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト参加者は、本方針に従い、原則としてプロジェクト開始(委託契約書の締結) までに、プロジェクト参加者間で知的財産の取扱いについて合意するものとする。なお、プロジェクト参加者間での知的財産の取扱いについての合意書(以下「知財合意書」という。) の作成に当たっては、本事業の委託元である経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(平成27年5月)を参考にする。

1. 本指針で用いる用語の定義

(1) 発明等

「発明等」とは、発明、考案、意匠の創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律 (昭和60年法律第43号)第2条第2項に規定する回路配置の創作、種苗法第2条第 2項に規定する品種の育成、著作物の創作及び技術情報のうち秘匿することが可能なも のであってかつ財産的価値のあるもの(以下「ノウハウ」という。)の案出をいう。

(2) 発明者等

「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

(3) 知的財産権

「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法(平成10年法律第83号)第3条に規定する品種登録を受ける地位及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む)、外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位並びにノウハウを使用する権利をいう。

(4) フォアグラウンドIP

「フォアグラウンドIP」とは、プロジェクト参加者が、本プロジェクトの実施により得た知的財産権をいう。

(5) バックグラウンド I P

「バックグラウンドIP」とは、プロジェクト参加者が本プロジェクトの開始前から保有していた知的財産権及び本プロジェクトの開始後に本プロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

2. 委託契約書において定める事項

(1) 日本版バイ・ドール規定(産業技術力強化法第19条)の適用

当会及び本事業の委託元である経済産業省は、フォアグラウンド I Pについて、研究開発の受託者が産業技術力強化法第19条第1項各号に定める以下の事項を遵守することを条件として、受託者から譲り受けないものとする。

- ・研究成果が得られた場合には遅滞なく当会に報告すること。
- ・本事業の委託元である経済産業省が当会を介して公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、フォアグラウンド I Pを無償で当会及び本事業の委託元である経済産業省に実施許諾すること。
- ・フォアグラウンドIPを相当期間利用していない場合に、本事業の委託元である経済産業省の当会を介しての要請に基づいて第三者に当該フォアグラウンドIPを実施許諾すること。
- ・フォアグラウンド I P の移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、あらかじめ当会の承認を受けること

(2) その他の事項

受託者又はフォアグラウンドIPの移転を受けた者(以下「受託者等」という。)が合併又は買収された場合は、速やかに当会に報告するものとし、当会及び本事業の委託元である経済産業省は、当該受託者等が保有するフォアグラウンドIPについて、当該合併等の後においても事業活動において効率的に活用されるか等の観点で検討を行い、必要に応じて当該合併等の後におけるフォアグラウンドIPの保有者以外の第三者による実施を確保する。

3. プロジェクト参加者間の知財合意書で定める事項

(1) 知的財産マネジメントの実施体制の整備

本方針に従い知的財産マネジメントを適切に実施するため、知財運営委員会を設置する。

知財運営委員会は、研究開発の成果についての権利化、秘匿化、公表等の方針決定、 実施許諾に関する調整等を行う。

知財運営委員会は、プロジェクトリーダー、個別のテーマリーダー、プロジェクト参加者の代表者、知的財産の専門家等から構成する。

知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する

事項を定めるため、知財運営委員会運営規則を作成する。

(2) 秘密保持

プロジェクト参加者は、プロジェクト参加者が保有する技術情報を他のプロジェクト 参加者に開示する場合における秘密保持のため、必要な手続や対象範囲等をプロジェクト 参加者間であらかじめ合意するものとする。

(3) 本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認

本プロジェクトの成果については、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。

(4) 発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続

本プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、 当該発明等の成果の内容を届け出るものとする。

知財運営委員会は、届出を受けた発明等の成果について、出願により権利化し又は秘匿する必要があるか否か、出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等について審議し、決定するものとする。

なお、知財運営委員会が研究開発の成果を秘匿すると判断した場合においても、当会 又は本事業の委託元である経済産業省が研究開発の成果の内容を把握するため、秘匿化 の是非についての当会及び本事業の委託元である経済産業省との協議等が必要である。

(5) 研究開発の成果の権利化等の方針

研究開発の成果を出願により権利化する場合においては、海外においても市場展開が 見込まれるのであれば、市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断 される日本以外の国においても権利化することを原則とする。

また、出願による権利化の件数を重視するのではなく、権利化しない選択も考慮するとともに、成果の内容に応じて、秘匿化の要否、論文等による公表の要否を検討する。

(6) フォアグラウンドIPの帰属

フォアグラウンドIPは、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に 基づき当該参加者に承継させるものとする。

発明者等が属する機関にフォアグラウンドIPを保有させても研究開発成果の有効な活用が見込まれない場合、発明者等が属する機関が再委託先であり当該再委託先にフォアグラウンドIPを保有させるとフォアグラウンドIPが分散しかつ事業化に支障が生じると考えられる場合又はプロジェクト参加者が技術研究組合を設立し当該組合が将来組織変更して事業会社となることを想定している場合には、将来の事業化を見据えて適切な者がフォアグラウンドIPを保有するよう、必要な範囲で、発明者等の属する機関

以外の者にフォアグラウンド I Pの一部又は全部を譲渡することをあらかじめプロジェクト参加者間の合意により定める。

(7) 共有するフォアグラウンド I Pの実施

プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、自由かつ無償にて実施できるものとすることを原則とする。

ただし、プロジェクト参加者間であらかじめ合意が得られていれば、他の取扱いとすることを妨げない。

(8) 知的財産権の実施許諾

①本プロジェクト期間中の実施許諾

プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権(フォアグラウンドIP及びバックグラウンドIPを含む。後記②においても同じ。)について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。

ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。

②本プロジェクトの成果の事業化のための実施許諾

プロジェクト参加者がフォアグラウンド I Pを用いて本プロジェクトの成果を事業 化するために必要な範囲で、他のプロジェクト参加者は、保有する知的財産権につい て実施許諾することを原則とする。

ただし、知的財産権を実施許諾することにより、当該知的財産権の保有者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、実施許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲(特に、バックグラウンドIPの取扱い)については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、 当事者間で合理的な解決を図るものとする。

③プロジェクト参加者以外の者への実施許諾との関係

プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンドIPについて、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

(9) フォアグラウンド I Pの移転先への義務の承継

プロジェクト参加者は、フォアグラウンドIPの移転を行うときは、プロジェクト参加者間の知財合意書によりフォアグラウンドIPについて課されている実施許諾等に関する義務を移転先に承継させるものとする。

(10) プロジェクトの体制の変更への対応

プロジェクト参加者は、本プロジェクトから脱退した場合においても、プロジェクト 参加者間の知財合意書により自己に課された義務を引き続き負うものとする。

また、プロジェクト参加者の体制が変更し、参加者が追加された場合には、原則として当該参加者に対しても当初のプロジェクト参加者と同様の権利・義務を課すものとする。

(11) 合意の内容の有効期間

プロジェクトの成果の事業化に支障が生じないようにするため、プロジェクト期間終 了後も含め、必要な範囲で合意の内容についての有効期間を定めるものとする。

(12) 合意の内容の見直し

プロジェクト参加者間で合意した内容は、当該合意後の事情の変更等に応じて見直す ことができるものとする。

2. データマネジメントに係る基本方針

本プロジェクトの目的の達成及び本プロジェクトで取得または収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本プロジェクトにおいては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加 者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

採択後は特段の事情がない限りプロジェクト開始(委託契約書の締結)までに、プロジェクト参加者は研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。

なお、データマネジメント企画書、プロジェクト参加者でのデータの取扱いについての合意書(以下「データ合意書」という。)及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン (別冊) 委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」(平成29年12月)を参考にする。

1. 本方針で用いる用語の定義

(1)研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得または収集した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。

(2) 自主管理データ

「自主管理データ」とは、委託者指定データ以外の研究開発データであって、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

(3) 非管理データ

「非管理データ」とは、委託者指定データまたは自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

(4) 委託者指定データ

「委託者指定データ」とは、当会が管理するべき研究開発データであり、当会に提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

2. 本研究開発における研究開発データの基本的事項(1)自主管理データ 自主管理データについては、一義的には取得または収集したプロジェクト参加者が管 理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のためにプロジェクト参加者自らによる利活用または他者に対する提供等を促進するよう努める。

3. 当会と受託者とが約する事項

(1) データカタログに掲載する索引情報の報告

委託者指定データ(指定された場合のみ)、自主管理データのうちプロジェクト参加者 以外の者に提供しようとするものについては、その索引情報(以下「メタデータ」とい う。)を当会に報告し、これを当会が作成したデータカタログに掲載することを講じるも のとする。

4. プロジェクト参加者間のデータ合意書で定める事項

(1) データマネジメントの実施体制の整備

本方針に従い、研究開発データのマネジメントを適切に行うため、知財運営委員会に データマネジメント機能を付与する。

知財運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、 データ提供及び秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。

(2) 本プロジェクトの研究開発データの第三者への開示の事前承認

本プロジェクトの実施によって取得または収集された研究開発データのうち自主管理 データについては、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の 第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、知財運営委員会の 承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものと する。

(3) データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、データマネジメントプランを作成して委託者および知財運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者および知財運営委員会に提出する。

研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

(4) 本プロジェクト期間中または本プロジェクトの成果の事業化ための利用許諾

プロジェクト参加者は、本プロジェクト期間中における本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対して、または、本プロジェクトの成果を事業

化するための活動に対して、必要な範囲で、無償または合理的な利用料無償で利用許諾することを原則とする。(自主管理データにおいて、プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。)

ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存 又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否するこ とができるものとする。このほか、例外として認める範囲(特にプロジェクト参加者が 本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データ)については、プロジェクト 参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、 本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会に おいて調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。